

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p>第1の1 指定介護予防サービスの事業の一般原則</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆平18厚令35第3条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平18厚令35第3条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平11厚令37第3条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 ◆平24府条例27第3条</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平18厚令35第3条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)</p> <p>責任者等体制の有・無 研修等実施の有・無</p>
<p>第1の2 基本方針 〈法第115条の3第1項〉</p>	<p><input type="checkbox"/> その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。 ◆平18厚令35第46条</p>	<p>適・否</p>	
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者及び従業者(利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。◆平24府条例27第4条</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。◆平24府条例27第4条</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 〈法第115条の4第1項〉</p>	<p>※ 以下の項目を除く項目について、訪問入浴介護事業の主眼事項第2を、介護予防訪問入浴介護事業に準用する。 ただし、「訪問入浴介護」は「介護予防訪問入浴介護」と、「介護予防訪問入浴介護」は「訪問入浴介護」と、「介護予防サービス等基準第47条」は「居宅サービス等基準第45条」と読み替える。 ◆平18厚令35第47条、第48条、平11老企25第4の-</p>	<p>適・否</p>	
<p>1 従業者の員数</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業者が、事業所ごとに置くべき介護予防訪問入浴介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 ① 看護職員(看護師又は准看護師) 1以上 ② 介護職員 1以上 ◆平18厚令35第47条第1項、平11老企25第4の2</p>	<p>適・否</p>	
<p>第3 設備に関する基準 〈法第115条の4第2項〉</p>	<p>※ 訪問入浴介護事業の主眼事項第3を、介護予防訪問介護事業に準用する。 ただし、「訪問入浴介護」は「介護予防訪問入浴介護」と、「介護予防訪問入浴介護」は「訪問入浴介護」と、「介護予防サービス等基準第49条」は「指定居宅サービス等基準第47条」と読み替える。 ◆平18厚令35第49条、平11老企25第4の-</p>	<p>適・否</p>	
<p>第4 運営に関する基準 〈法第115条の4第2項〉</p>	<p>※ 以下の項目を除く項目で、訪問入浴介護事業の主眼事項第4「運営に関する基準」のうち、1から14及び17から34は、介護予防訪問入浴介護事業に準用する。</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>ただし、「訪問入浴介護」は「介護予防訪問入浴介護」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と、「居宅介護サービス費用基準額」は「介護予防サービス費用基準額」と、「要介護状態の程度を増進させたと認められるとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。</p>		
<p>1 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p>	<p>□ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。 ◆平18厚令35第49条の9</p>	<p>適・否</p>	
<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 &lt;法第115条の3第1項&gt; 1 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針</p>	<p>□ サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆平18厚令35第56条第1項</p> <p>□ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆平18厚令35第56条第2項</p> <p>□ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆平18厚令35第56条第3項</p> <p>□ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。◆平18厚令35第56条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>自主点検の有・無</p>
<p>2 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針</p>	<p>□ サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。◆平18厚令35第57条第1号</p> <p>◎ 例えば、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。 ◆平11社令25第40三1(1)③</p> <p>□ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆平18厚令35第57条第2号</p> <p>◎ 説明は、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点等を含むものであること。◆平11社令25第40三1(1)④</p> <p>□ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ◆平18厚令35第57条第3号</p> <p>□ サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービス提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。◆平18厚令35第57条第4号</p> <p>◎ 「サービスの提供の責任者」は、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。</p>	<p>適・否</p>	<p>提供のつど人員基準を満たす必要有り 提供中は専従であり、兼務の他事業所勤務時間からは差し引かれる</p> <p>責任者の選任 →&lt;固定・提供のつど選任&gt;</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>◆平11社企25第40の三1(1)⑤</p> <p>◎ 「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承認を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。</p> <p>◆平11社企25第40の三1(1)⑤</p> <p>□ サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用しているか。◆平18厚令35第57条第5号</p> <p>◎ 浴槽など利用者の身体に直接に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。◆平11社企25第40の三1(1)⑥イ</p> <p>◎ 皮膚に直接に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。◆平11社企25第40の三2(1)⑥ロ</p> <p>◎ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。◆平11社企25第40の三2(1)⑥ハ</p>		<p>入浴手順のマニュアル →&lt; 有・無 &gt;</p> <p>医師に確認したことが記録等文書で確認できるか</p> <p>タオルは事業所で提供か、個人で用意か</p>
<p>第6 変更の届出等 &lt;法第115条の5&gt;</p>	<p>□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の22で定める事項に変更があったとき、又は休止したサービスを再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。</p> <p>□ 当該サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、同条で定めるところにより、廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を京都府知事に届け出ているか。</p>	<p>適・否</p>	
<p>第7 介護給付費の算定及び取扱い &lt;法第53条第2項&gt;</p>	<p>※ 以下の項目を除く項目で、訪問入浴介護事業の主眼事項第6のうち、4から13までは、介護予防訪問入浴介護事業に準用する。ただし、「訪問入浴介護」は「介護予防訪問入浴介護」と読み替える。◆平18厚告第127号別表1、平18老計発第0317001号他第2の2</p>	<p>適・否</p>	
<p>1 基本的事項</p>	<p>□ 事業に要する費用の額は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平18厚告第127号の一</p> <p>□ 事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平18厚告第127号の二 ※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。</p> <p>□ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆平18厚告第127号の三</p> <p>□ 退所日等における介護予防サービス費の算定について 介護予防短期入所療養介護のサービス開始当日・終了日(入退所・入退院日)であっても、介護予防訪問入浴介護費は算定できる。 ◆平18老計発第0317001号他第2の1(3)</p> <p>□ 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について サービスは、要支援者の居宅において行われるものとされており、要支援者の居宅以外において行われるものは算定できない。 ◆平18老計発第0317001号他第2の1(5)</p>	<p>適・否</p>	<p>【割引の有・無】 あれば割引率と条件確認</p>
<p>2 基準額の算定</p>	<p>□ 利用者に対して、事業所の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。 ◆平18厚告第127号別表1イ注1</p> <p>◎ 人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができる。</p>	<p>適・否</p>	<p>訪問介護と同一時間帯の同時算定不可 →&lt; 事例の有・無 &gt;</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	例えば、派遣する2人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えない。◆平18老計発第0317001号他第2の2(1)		
3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定	□ 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員2人がサービスを行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 ◆平18厚告第127号別表1イ注2 ◎ サービスの提供に当たる2人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがない。 ◆平18老計発第0317001号他第2の2(2)	適・否	【該当事例の有・無】 主治医の意見を記録で確認
4 サービス種類相互の算定関係	□ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、介護予防訪問入浴介護費を算定できない。 ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して介護予防訪問入浴介護を利用させることは差し支えない。 また、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪問入浴介護費等は算定できない。◆平18厚告第127号別表1イ注8、◆平18老計発第0317001号他第2の1(2)	適・否	【算定の有・無】